

日本労働衛生研究協議会雑誌

第26巻 第2号 (2020年3月)

役員メッセージ	高野 直久	1
第44回 日本労働衛生研究協議会総会・学術大会(浜松)のお知らせ		2
第43回 日本労働衛生研究協議会総会・学術大会の記録		
第13次労働災害防止計画について	椎葉 茂樹	5
働き方改革と今後の労働衛生行政	塩崎 恭久	6
職場におけるメンタルヘルスとは ～ストレス・チェックについて～	安田恵理子	9
労働衛生に関連する最近の医療保険制度改革の動き		
～保険者努力支援制度が産業衛生における歯科健診の普及への影響を考える～	上條 英之	12
Idle Talk Series 28 安衛法「歯科医師による健康診断」の行方 1		
— 安衛法に酸蝕症健診は存在しない —	矢崎 武	20
受動喫煙防止対策を考える		
— 改正健康増進法での課題と問題点 —	藤田 雄三	33
Idle Talk Series 29 安衛法歯科健康診断の行方 2		
— 労働衛生管理としての歯科健康診断 —	矢崎 武	39
事務局より・会員動向		53
雑誌の送付先について		55
日本労働衛生研究協議会 会則		57
編集後記		60
投稿規定		

Rapport-i

〈ラポールi〉

これからの時代に歯科医院で
求められる”空間”を
そして生まれる新たな”シーン”を
この『ラポールi』が育んでいきます。



販売名	一般的名称	認証届出番号	クラス分類	特定保守	設置管理	製造販売元
ラポールi	歯科用ユニット	229AFBZX00021000	管理	該当	該当	タカラベルモント株式会社
ラポールi チェア	歯科診療・治療用チェア	27B1X00042001040	一般	該当	該当	タカラベルモント株式会社
ステラライトRタイプ	汎用歯科用照明器	27B1X00042002034	一般	非該当	非該当	タカラベルモント株式会社

タカラベルモント株式会社 <https://www.takara-dental.jp>

【大阪本社】〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋2-1-1 【東京本社】〒107-0052 東京都港区赤坂7-1-19

札幌 (011)863-2007	盛岡 (019)652-9744	仙台 (022)232-4480	郡山 (024)925-0742
新潟 (025)268-0333	さいたま (048)640-5900	千葉 (043)302-0267	東京 (03)3405-6877
横浜 (045)681-6241	名古屋 (052)932-6251	金沢 (076)221-8412	京都 (075)241-3425
大阪 (06)6212-3602	神戸 (078)231-6751	岡山 (086)233-8825	広島 (082)278-2411
高松 (087)862-3480	福岡 (092)411-2746	鹿児島 (099)226-9481	沖縄 (098)897-6656

修理および
点検受付窓口

コールセンター
TEL(0120)194-222
【フリーダイヤル】
FAX(072)344-7985

労働衛生コンサルタント倫理綱領

第1条 (使命と責務)

労働安全衛生コンサルタントの使命は、すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することにより、社会の発展に貢献することにある。

第2条 (品位の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、常に品位を保持し、労働安全衛生コンサルタントの信用を傷つけ、又は不名誉となる行為等をしてはならない。

第3条 (業務の公正)

労働安全衛生コンサルタントは、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

第4条 (能力の向上)

労働安全衛生コンサルタントは、常に安全衛生に関する経験を積み、自己の技術及び知識の研さんと向上に努め、業務遂行能力の充実に努めなければならない。

第5条 (権威の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の経験、技術及び知識の程度を認識し、その能力を超え、又は確信のない業務を行ってはならない。

第6条 (秘密の保持)

労働安全衛生コンサルタントは、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第7条 (明確な契約に基づく業務の遂行)

労働安全衛生コンサルタントは、業務を受託するにあたっては、明確な契約を締結した後に業務に着手し、その契約に基づいて誠実に業務を遂行しなければならない。

第8条 (利害相反行為等の禁止)

労働安全衛生コンサルタントは、業務に関して依頼者に不当な損害が生じるおそれのある利害相反行為を行ってはならない。また、契約に定める報酬以外の不当な金品の贈与又は供応を要求し、または受けてはならない。

第9条 (誇大表示の禁止)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の能力、経歴等を誇大又は偽りの表示をしてはならない。

第10条 (自己の安全と健康)

労働安全衛生コンサルタントは、自己の安全確保と健康の保持について、他の模範となるよう努めなければならない。